

一般質問通告一覧表

◆10人が質問を行います。

質問者	質問事項	質問要旨	答弁者
神細工 宗 宏	1. 役場職員の不祥事について	令和3年3月に土木工事の指名競争入札において、予定価格に近い額を業者へ入札前に教えたとして、「官製談合防止法違反」などの容疑で9月16日に役場職員が逮捕され、10月6日に起訴されるという多賀町にとって非常に衝撃的な事件が発生しました。 逮捕の翌日には、町長が緊急の記者会見を行い、「法を遵守すべき立場にある公務員としてあるまじきことで、誠に遺憾であり、心からお詫び申し上げます。住民のみなさんならびに関係者のみなさまに多大なご迷惑をおかけしましたことに対しまして、深くお詫び申し上げます」とコメントし、「第三者委員会を立ち上げ、再発防止策を検討する」との方針を示されています。 この、町政への信頼を大きく損ねた不祥事に関して、次の質問をします。 ①「第三者委員会」は、いつ立ち上げて開催するのか。また、その構成メンバーは決定しているのか。 ②逮捕・発覚から二カ月が経過したが、このような不祥事が発生した場合、町長等の給料減額条例案を提出し、自らの給料を減額し責任をとっている自治体もあります。本定例会には、そのような条例案は提出されていませんが、町職員の管理者として責任をどのように考えているのか。	町 長
	2. 8月豪雨での各区からの要望に対する対応について	9月議会で一般質問した事に関連しますが、今年8月14日から15日に掛けて、前線に伴う線状降水帯に似た現象が多賀町にも停滞し、消防団にも招集がありました。私も活動に参加しながら、色々な現場に遭遇いたしました。 生活に直結する、町道等の土砂の撤去等10箇所は、9月議会最終日に補正予算が提出され、可決し既に復旧が進んでいると思いますが、今回の豪雨により、各字からも多くの要望事項が、区長から出ていると思います。 その要望に対する担当課での件数と、その要望に対する町の対応・検討状況をお聞かせ下さい。	地域整備課長、 産業環境課長、 総務課長
	3. 新型コロナウイルスワクチンのブースター接種について	厚生労働省は9月17日、「「ブースター接種」と呼ばれる新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を認めることを決めた」とあります。 早ければ医療従事者には、12月から実施という事が報じられています。 当町におけるブースター接種の方向性と今後の予定について、お伺いいたします。	福祉保健課長

近 藤 勇	1. コロナ禍での米価下落に対する支援について	新型コロナウイルス感染の猛威は、本通告書を提出する時点で、全国で1,724,718人、滋賀県で12,441人、本町でも30の方が発症されています。 この間、本町では、福祉保健課を中心に、日々、新型コロナワクチン接種に尽力され、接種率は、65歳以上の1回目は94.88%、2回目は94.41%であり、また65歳未満の1回目は88.37%、2回目は87.67%、合わせた全体で、1回目は90.8%、2回目は90.23%と高い接種率で、その効果もあり9月15日以降、本町で感染されている方はおられません。 行政の努力は基より、住民の皆様のご理解とご協力の賜物で心より敬意、感謝を申し上げるとともに、今般では猛威を逸し、全国的にも感染者は減少傾向ではありますが、収束したわけではなく、第6波が懸念される中、気を緩めず引き続き感染対策をお願いするところです。 一方、全国では、2020年1月に初めて感染者が確認され、今日に至るまでの間、感染拡大対策として、時に学校においては休業、企業においてはテレワークでの在宅勤務、また外食の規制などが長く続き、主食である米の需要が激減しています。 東びわこ農業協同組合の買い取り価格は、10月時点で、令和2年産米と比較して、1俵あたり、コシヒカリで1,700円の減、キヌヒカリで2,500円の減、みずかがみで2,200円の減と、大きく下落し、農業者への影響は大なるものです。 この様な状況の中、農業者の他の事業者に対して、本町では、滋賀県事業継続支援金に酒類販売事業者に10万円、中小企業・個人事業主を問わず「その他の事業者」に5万円を上乗せて給付する支援がおこなわれています。 農業者も前述のとおり、コロナ禍で大きな影響を受けています。離農が進む中でも、本町の農地を守り、米づくりに取り組んでおられる農業者の意欲の減退を少しでも抑え、引き続き営農していただけるためにも、支援が必要と考え、次の点について伺う。 ①コロナ禍における米価下落に対する支援の考えは。	産業環境課長
-------	-------------------------	--	--------

大 橋 富 造	1. 手話通訳者の採用について	役場への問い合わせは、窓口や電話、ホームページからが主な方法かと思います。 ろう者の方が、問い合わせをする場合は、窓口なら筆談、通信であればホームページかファックスが想定されますが、その手段を利用する機器を持っていないことも考えられます。当町には色々と該当する方もおられると思います。 役場主催のイベントをはじめ式典に参加・出席しても手話通訳がないのであれば内容が伝わる事なく終わってしまいます。コロナ禍により町行事も制限されているためにこのような手話通訳の機会は少ないが、今後の町民サービスの概念からも手話通訳者を本採用することはどうでしょう。今日までに数回外部の要請にて来ていただいたこともあります。常に来ていただける状況でもない事は充分承知の上での質問となりますが、改めて窓口対応、各種団体のイベントや式典の参加や専門分野で正職員としての活躍方法や知識を広めることなどが想定できます。 我々も議会での年4回の定例会、臨時議会、一般質問、予算特別委員会などをインターネットライブ配信を行う場合など手話を通じて最も効果を引き出せる手段にもなります。 議会も本格的にライブ配信に至るにはまだまだ審議がかかる課題ですが、「見える化」をめざし今まで以上に改革を推し進めて行きたいと考えています。 まず、手話通訳者は現段階で町職員として在籍されているのか。在籍はされている場合は何名ぐらいおられるのか。 臨時職員または任用職員として採用されているのか。いずれも該当する手話通訳者は在籍していないが、今後どのようなお考えをもっておられるかを町長にお伺いします。	町 長
	2. 職員のテレワークの導入について	新型コロナウイルス感染症予防対策の一環としてテレワークという働き方があります。厚生労働省によれば「ICT(情報通信技術)」を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方」として在宅勤務などの方法があげられています。働き方改革が進められている中、例えば在宅勤務が可能となれば、通勤する必要もなくなり、育児や自身の療養などを行うことも出来ます。町民あつての職員ではありますが、生産性の向上、よりよい人材確保、離職防止、紙媒体を使用しないことから一段とペーパーレスが進むことが言われております。 実施にあたっては、行政サービスの立場からは後退するようなことも推定できますが、これまでおこなっている業務に関して必ずしもデメリットばかりではありません。テレワークの効果は十分あります。 主業務だけでなく、服務規程や勤怠管理などの制度をはじめ端末など情報機器の事前準備、費用面の算定、情報セキュリティの対策、主業務を行う場合の具体的な方法や投資効果面(例えば何人なら在宅勤務が可能か)などを平時から使用できることは、災害の際には大きく発揮できると考えます。 今回経験している新型コロナウイルス感染者数が本町の場合、統計を取りかけてから11月14日現在30名と県下で最小人数に抑えられたのは、町民の協力と感染対策の徹底・行政からの情報伝達など、色々積み重なった対策が好結果につながっていると私は考えています。人口減少社会において、これまでのようにすべてのサービスを提供することは年々厳しく、業務の選択と集中、更に街とインフラの選択と集中までも考える必要があります。 職員がインフルエンザや新型コロナウイルスなど大規模感染症が蔓延するようなとき、多数の職員が在宅で業務を続けることができ、業務の停滞が最小限で済むと思います。 長期的な視点で考えますと、ワークライフ・バランスの面からも有用な働き方だと思います。テレワークの導入に関しての町長の考え方を伺います。	町 長

松 居 亘	1. DXによる 6町連携について	DX、デジタルトランスフォーメーションとはデジタル技術の広がりによって、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることにより、世の中を便利で快適にすることです。2004年にスウェーデンの大学の教授により提唱された概念で、「進化し続けるテクノロジーが人々の生活を豊かにしていく」というものです。2018年には経済産業省が日本企業むけに「DXレポート」を発表しています。本年10月27日には愛荘町のハーティセンター秦荘で県内の六町が集まって、DXを連携して推進しようと「県町村会自治体DX戦略会議」の設立総会がありました。以上のような状況を踏まえまして次のことについて伺います。 ①「県町村会自治体DX戦略会議」を設立するに至った経緯、目的、運営経費、今後の推進の仕方等について。 ②これまでに多額の投資・維持管理を行ってきた6町クラウドとの関係、6町クラウドの位置付け、6町クラウドの存続はどのようになっていますか。 ③DXが住民生活にもたらす恩恵は。 ④DXを推進するには、デジタル領域に精通し、率先して事業を変革できる知見・スキルを所持している専門人材の育成が不可欠と言われていますが、この人材の育成についてどのように取り組んでいますか。 ⑤DX推進により発生する経費はどれくらい見込まれますか。 ⑥DX推進に対する国および県等の補助は。 ⑦滋賀銀行とのアドバイザー協定の内容は。	企 画 課 長
	2. (仮称) 多賀スマートインターチェンジ整備事業について	(仮称) 多賀スマートインターチェンジ整備事業に関する次のことについて伺います。 ①本年6月以降の事業進捗状況は。 ②上り線側において、県道佐目敏満寺線から国道307号までの計画・地元説明・用地買収・実施工事等の状況は。 ③上り線側の用地買収の状況は。 ④上り線側における搬入土のストック状況と今後の搬入計画は。 ⑤搬入土運搬道路の損傷箇所が多く発生していますがその補修工事の実施は。 ⑥下り線側の国道307号と町道四ツ屋胡宮線の交差点において、町道四ツ屋胡宮線側の右折だまりを設けることについて、どのような結論になりましたか。	地域整備課長

山 口 久 男	1. 気候変動・地球温暖化対策について	気候変動による被害は、日本でも経験したことのない豪雨や防風、猛暑など極めて深刻です。何十年に一度とされる豪雨災害が毎年のように発生しています。40℃を超える猛暑も頻繁に起きるようになり、熱中症で救急搬送される人も増えています。海水温の上昇や海流の変化は異常気象の原因となるとともに、海面上昇や生態系にも悪影響を及ぼしています。 政府もようやく昨年10月に2050年に脱炭素社会をめざすいわゆるカーボンニュートラルを宣言しました。こうした動きを受け、今年の国会で地球温暖化推進法改正がおこなわれました。そこで以下の点について伺います。 ①地域脱炭素化促進事業・地球温暖化と気候変動についての基本的な町長の見解。 ②促進地域の設定脱炭素化の取り組みについて ③省エネ・再生可能エネルギーの促進計画について ④地域環境保全のための取り組みについて	①町 長 ②～④ 産業環境課長
	2. 学校施設長寿命化計画について	今年度多賀町学校施設等長寿命化計画が策定されました。そのなかで小中学校施設の健全性及び劣化状況評価結果一覧表では、中学校はランチルームを除く建物は築50年を超え、多賀小学校も築50年近くで、特に北校舎では64年を経過しております。 学校施設はいうまでもなく児童・生徒にとって学校で過ごす時間が日常生活の大半あり、学習、生活の場であると同時に災害時の避難施設ともなっています。校舎の劣化度を判断し優先順位をきめて、できるだけ早く改修を進めるべきです。 ①小学校、中学校の早期の改修についての考えはどうか。 ②多賀町の学校トイレの洋式化率は、中学校で30%、小学校で39%程度であることから、衛生面や子どもの健康面を考慮して、小中学校トイレの改修、洋式化等を進めるべきとしてこれまでの議会でも求めてきました。トイレの改修・洋式化について改修計画を優先的に進める考えはどうか。	教育総務課長
	3. 子宮頸がんワクチン接種について	子宮頸がんなどの主因となるHPV感染症を予防するワクチン接種について、11月12日厚生労働省は、2013年から中止していた接種勧奨再開を決定しました。このことについて以下の点について伺います。 ①勧奨中止期間中にワクチン接種の人数、年代別の接種者はどうか。副反応はどうか。 ②接種勧奨する場合副反応についての説明はどうするのか。 ③町としてワクチン接種の積極的勧奨と対象者への個別通知の再開をするのか。 ④勧奨中止のあいだ、対象年齢が過ぎた人への対応はどうか。	福祉保健課長
	4. 公共交通について	平成31年4月から路線バス大君ヶ畑線全線と萱原線の萱原から富之尾間が廃止路線となりました。自家用車を利用できない高齢者や免許証を返納した町民にとって移動手段が制限されたことにより、路線バスを利用していたひとから路線バスの再開を求める声も聞きます。萱原線について、富之尾止まりとなっている路線バスを川相まで延伸復活できないかとのことでした。甲良線を川相まで延伸することはできないのか。町長の見解を求めます。	町 長

菅 森 照 雄	1. 療育手帳 (知的障害者) Bまでの軽自動車税減免の拡充を	平成31年3月議会において、滋賀県の自動車税に係る減免に関する制度が変更されたことに伴い、多賀町税条例の一部改正が審議され、軽自動車税の減免に関する税条例の一部を改正し、新たに知的障害者、精神障害者の本人運転も減免の対象となりました。 私は、令和元年6月と12月定例会、令和2年9月定例会でも質問しましたが、この減免は知的障害者の場合、障害の程度が「重度」Aの方が対象で、「中度・軽度」Bの方は対象外となっています。保育園や学校、病院などに通う18歳以下の子どもたちは、療育手帳Aの子もBの子も、免許の取得ができないため保護者の送迎が必要となってきますが、減免の対象はAのみとなっており、実態にそぐわない状態となっています。 軽自動車税は市町村税であり、町の実態に応じて町長が決定することができるはずですが、それにもかかわらず、「税の公平性」を理由に現行のままの運用となっています。 よって、以下のことについて担当課長にお聞きします。 ①等しくサービスを受ける観点から、療育手帳Bの方も減免対象とすべきと考えるが、その後の減免に対する町の見解は。	税務住民課長
	2. 砂防堰堤の 浚渫と、芹川 の浚渫について	以前より河川の浚渫については、同僚議員から一般質問をされてきておりますが、今回は、芹川の浚渫について質問いたします。 芹川の上流部は、大部分が急峻な地形であり、数多く合流している谷には、これまでいくつかの治山施設や砂防堰堤が整備されております。特に、集落周辺に設置された砂防堰堤は、台風や大雨による土石流から住民の生命や財産を守る重要な施設でありながら、整備後長期にわたる土砂の堆積により土砂流出防止能力が十分といえない状況となっています。 また、そのような谷から流出した土砂が本流に流れ込む結果となっており、これまで行っていた浚渫箇所においても効果が長続きしない状況となっています。 このような状況から、以下の3点について担当課長にお聞きします。 ①砂防堰堤の浚渫状況は。 ②芹川において、定期的に浚渫を行うことはできないか。 ③林道が整備された谷において、土砂崩れにより通行不能となった場合の復旧時は、土砂の処理はどうされているのか。	①地域整備課長 ②地域整備課長 ③産業環境課長

川 添 武 史	1. 旧遠藤邸の解体、整地後の開発について	令和元年8月に多賀区長より「多賀634番地旧遠藤邸の建物解体と跡地の整備に関する請願書」が提出されました。 請願事項は、1. 建造物を解体、撤去して更地にし、整備する。 2. 敷地東側の通りを救急車、消防車が通行できる道幅を確保するためセットバックをする。請願でした。 財産管理人の選定、入札などでようやく令和3年6月に整地が完成した。 現時点では内容は分からないが、町に対して、また議会に対して要望あるいは請願書が出されるようである。先の全員協議会では元年度の請願後の経過から更地までの話を聞きました。町としての考えは。	企 画 課 長
	2. 8月豪雨被害の復旧対応について	今年の8月14日の大雨で、町内でも各地で被害が発生しました。 各集落から豪雨対策の要望や、その後の復旧対応に町も大変苦慮されたかと思います。 今回の豪雨により、町道等の応急災害復旧、災害復旧工事が必要な10箇所、また、教育委員会部局でも6箇所の復旧工事が必要と報告されているが、現在、復旧工事はすべて完了しているのか。 また、完了できていない場合、その後に発覚した地域整備課職員の逮捕により人員不足がその原因として考えられるがどうか。	地域整備課長

富 永 勉	1. 多賀町里づくり魅力化プロジェクト、大滝地域での取り組みについて	多賀町全体では、多賀地域での住宅開発が進み、移住・定住に繋がり、人口が増加し、大変喜ばしいところです。 しかしながら、大滝地域では高齢化による自然減、人口流出などにより人口が減少しているのが現状です。 町行政においては、この現状の対策として、平成28年に多賀(大滝)里づくりプロジェクトアクションプランを策定し、今日に至っては、大滝地域の各集落の代表者で構成する多賀町里づくり魅力化プロジェクト会議で、地域住民の皆さんが主体となり、地域の活性化を図るための取り組みがおこなわれています。 9月定例会での町長の行政報告でも、人が集い、地域の魅力や情報を発信する拠点として大滝神社旧宮司宅をお借りすること、大滝小学校の給食をモチーフにしたお弁当づくり、など少しずつではあるが具体的な事業を進めるとの報告がありました。 そこで、次の点について、伺う。 ① プロジェクト会議での取り組みの進捗状況と今後の展開は。	企 画 課 長
	2. 公共施設の維持管理、運営管理について	本町には行政サービスの拠点である役場庁舎を始めとして、福祉施設、学校教育施設、社会教育施設など、様々な公共施設があります。 住民サービスにとって、どの施設も不可欠なものですが、施設には耐用年数があり、中長期的な視野での管理運営、また維持管理を十分に考えておかなければならないと考えます。 維持管理において、町行政では、現在、公共施設等維持管理基金に約1億1,800万円を積み立て、中長期的に予想される大規模な改修等の備えに取り組んでおられると考えますが、今後の各施設の維持について伺いたい。 また、施設の中には、開館されていない歴史民俗資料館、本来の社会体育施設の機能として利用していない勤労者体育センターがあり、これらの施設の運営管理についても伺いたい。 そこで、次の点について、伺う。 ①耐用年数を超えている施設数、名称は。 ②今後、改修が必要と見込む施設数、名称は。 ③現在、住民サービスに寄与していない施設の運営管理の考えは。 ④公共施設の維持管理における計画の考えは。	総 務 課 長

木 下 茂 樹	1. 育林の広報を	本町の山林面積は、町全体の約 86%となっています。 造林が本格的に始まったのは、明治時代になってからと言われており、水系下流域で水害の多発から住居や人命が失われ、公有地は災害防止上からの積極的な造林と薪や木炭などの販売や山林の管理、労務提供などによって、山間地は経済的にも潤っていく状況となっていました。 大滝山林組合や彦根・犬上営林組合の前身は、この頃に治水、育林を目指して設立されて行き、本町の前身である旧の村では、木材販売などによる収益で公共事業にも行われ、地域の発展にも寄与して行きました。 戦後は木材需要が急拡大し、民有地でも 1950 年代には植林が一気に進みました。 植栽から伐採まで 50～80 年の保育が必要と言われていますが、地肌の浅い当町ではそれ以上の年数を要し、現状では最後の間伐・枝打ちによって、良質の木材提供の時期かと思われます。 しかしながら、1980 年頃から始まった木材価格の下落傾向は、資料によると木材素材価格が 2004 年には杉木材単価である石数(m³でも表記)と林業従事者賃金が逆転し、特に個人の造林意欲が減少し始めました。 2018 年には檜木材単価も逆転し、森林組合などに作業委託して公的標準補助金、本町独自の上乗せ補助があっても追加費用を要す事から、益々、育林施業意欲は低下してきました。 樹齢構成に歪みが生じて森林資源の偏りも生じてきている現状から、健全な樹齢構成、安定的森林従事者の確保、稼動している乾燥設備と相まって、木材の付加価値を高め付随する林業関連事業社を始め、林業全体の構成も考慮しなければなりません。 造林意欲の低下、後継者不足、後継への引き継ぎ不足などから、山林へ行く事も減少して境界が不明確となり施業の放棄から荒廃を招き、山林の固定資産税は払っても所有地を知らない、先代からの伝達不足で山林の不明確化、所有地の隣人も不明、離村・疎遠など、後生に先代からの財産を伝達する「境界明確化事業」も順調に進展しない現状となっています。 そこで、各集落林業組合長の組織である「多賀町林業振興連絡協議会」など通じて、本町独自の補助金制度、山林の施業案内会など、計画的な施業の実施を今まで以上に誘導して頂き、健全な育林に繋がる使途に森林環境譲与税 2020 万円程度を使途して頂きたい。 林業の衰退は、本町も関わる「大滝山林組合」「彦根・犬上営林組合」、「各財産区」と「びわこ東部森林組合」の組織の違いや業務内容も知らない山林所有者、住民も増え、組織も一層形骸化して行きます。 また、水系下流域への災害予防、安全な飲料水の安定的供給など、治水を一層理解してもらわなくてはなりません。 本町の林業の健全な育林・管理、樹齢の平準化など、町担当課と「びわこ東部森林組合」に山林地権者・所有者に、丁寧な説明の広報を願うところです。 SDGs(国連の持続可能な開発目標)の一環でもあり、山林の健全な環境の整備に向けた行動に移して行かなければなりません。 後継者、未来に向け子孫に引き継ぐ土台づくり、健全な育林・管理、樹齢の平準化など、林業町である本町の組織を通じ、施業推進に担当課が林家の意欲を引き出す説明会、指導を賜りたいものです。 そこで、以上の観点からの対応について、見解を問います。	産業環境課長
---------	-----------	---	--------

		(1) 育林に危機的状況の打開策は。 (2) 育林の補助金、施業の説明会などの開催は。 (3) 森林環境譲与税活用で境界明確化の早急推進を。	
	2. 山間地の空き家除却補助対策は	空き家対策は全国各地の難題で、近隣住民の間接被害も大きく、社会問題の1つとなっています。都会も含め、住民の少ない山間地・離島まで、再使用・再利用不可能な家屋は増加の一方で、本町でも例外ではなく複雑化の一途でもあります。 就労と人口移動、少子化と核家族化、過疎化と人口減少、労働集約化と社会構成など要因は様々ですが、空き家の近隣に住む住民の危険性、衛生、美観、事件性など、空き家対策は社会問題としても高まっています。 過去においては親族の責任のもと、改築や除却後の新築が当たり前のように繰り返されていたが、社会構造の変化の中、放置され朽ちていく現状があります。 都市・平野においても生じていますが、地方に行けばいくほど価値観の違いから放置空き家の除却状況は低下していきます。 本町においても同様な事象が発生し、空き家除却対策も実施されています。 特に、本町では、山間地に行けば行くほど長期の放置空き家が多く、テン、たぬきなど害獣の住処にも成り得るなどと、家屋本体も朽ちてきている現状から除却補助金を利用した除却も増えてきています。 しかしながら、補助金 50 万円と解体費・処分費には乖離があり、多額の負担額出所に所有者家族などでの対応・理解が得られない現状があります。 山間地を離村して、空き家になり 40～50 年以上経過してくると、朽ちていく現状は激しく、所有・管理者が高齢などで帰省する事も困難な状況で、親戚・近隣の付き合いも希薄となる事から、益々廃家屋の危険性は増していきます。 山間地ほど、棟数、形状・材質などで解体には分別と処理に困難性が高く、解体に必要な重機の侵入、残骸の搬出が困難で、自ずと解体費が高額となり除却後のトラブルの要因にもなっています。 そこで、所有者・管理者が高齢、遠隔地で帰省不可、継承者不明、親族との疎遠、後継の放棄、後継者の途絶えなどで、除却が進行せず公道の通行に支障、危険性が高まり、除却の多様化による補助金の新設も必要と思われます。 放置住宅の現状では、除却が進まない現状から、近隣者が見かねて空き家の夏期周辺除草、害獣の住処防止の補強など、地域住民の隠れたボランティア活動もあります。 以上の観点から今度の対応と方向性について、以下の見解を問います。 ①除却の多様性に応じた補助金制度は。 ②後継不在者への対応は。 ③個人・友人・地域などの除却に補助は。	企 画 課 長

清 水 登久子	1. 粗大ごみ等のリサイクルについて	粗大ごみの収集は、年 2 回、燃えないごみの収集は月 1 回、燃えるごみは週 2 回となっていますが、分別ができていない方が多いようです。 特に粗大ごみとは、20 cm×20 cm×20 cm以上の大きさのごみとなっているにも関わらず、小さな植木鉢とか靴などがあり、これらは燃えないごみの袋に入れて出すようになっていますが、そのまま置いて行く人もいます。また、ぬいぐるみは燃えるごみに切断して出すようになっていますが、先日、集積場で捨てられている大きなぬいぐるみが置いてあり、大変悲しい気持ちになりました。 また、粗大ごみの中にも使っていた人にとっては、ただのごみにすぎませんが、まだまだ使える、綺麗なもののまでが、大きな機械であつという間に壊されることに思わずもったいないと感じました。 今の法律では勝手に持ち帰れば窃盗になることもあり、簡単には持ち帰ることができません。物を買う、いらなくなったら捨てる。それは当たり前で経済もそれで回っています。でも、使えるものを簡単に捨ててもいいものか。一考の余地があると思います。 そこで、次の 2 点の質問をしたいと思います。 ①粗大ごみの集積場で色々区分けしている中で、その一区分を持ち込んだ人がまだまだ使えるとか、綺麗で利用価値があると判断したものを集めてリサイクルできないでしょうか。 ②燃えないごみについても茶碗やグラスなど、捨てたいと思っている人と、それをもらって使いたいと思っている人をつなぐ、何かいい方法はないでしょうか。	産業環境課長
---------	--------------------	---	--------